

# 物品調達に係る電子入札による指名競争入札の実施要領

令和3年4月1日 制定

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市が発注する物品調達において実施する指名競争入札について、電子計算機及び電気通信回線等、電子的方式の使用による入札（以下「電子入札」という。）を行う場合において、別に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(指名業者の決定)

第2条 指名業者は、船橋市物品調達指名業者選定基準及び船橋市物品調達指名業者選定審査会要綱に基づき決定する。

(指名業者の公表)

第3条 指名業者は、入札後に公表する。

(仕様書等の公表)

第4条 入札の仕様書、図面等（以下「仕様書等」という。）は、指名業者への通知と併せてちば電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）に掲載し、公表するものとする。

(紙入札方式の申請)

第5条 指名業者で紙での入札を希望する業者（以下「紙入札業者」という。）においては、紙入札方式参加届出書（別紙様式1）を入札締切日時までに契約課へ持参しなければならない。

(質問及び回答)

第6条 仕様書等の内容に質問がある者は、当該仕様書等で示した方法により質問締切日までに契約課長に対して質問することができる。

2 契約課長は、質問を受けた場合には、回答期限日までに回答するものとする。

(入札書の提出)

第7条 指名業者は、入札締切日時までに入札書の提出を行うものとする。

2 入札書が入札締切日時までに提出されない場合は、未入札として取り扱うものとし、以降いかなる場合においても入札書は一切受け付けない。

3 一度提出した入札書は、開札前後を問わず、書換え、引換え又は撤回をする

ことはできない。

- 4 入札書の提出は、電子調達システムにより行うものとする。ただし、紙入札業者にあつては、指名競争入札書（別紙様式2）を使用し、契約課へ持参するものとする。

（入札保証金）

第8条 入札保証金は、免除する。ただし、落札者となった場合において、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収するものとする。

（入札辞退）

第9条 都合により入札を辞退する場合は、入札書受付締切日時まで行うことができる。

- 2 辞退届の提出は、電子調達システムにより行うものとする。ただし、紙入札業者及び既に入札書を提出した電子入札業者にあつては、入札辞退届（別紙様式3）を使用し、契約課へ持参するものとする。

（開札の立会い）

第10条 入札書を提出した者（以下「入札者」という。）は、開札の立会いを希望することができる。ただし、公正な入札執行が阻害されるおそれのある場合においては、この限りでない。

- 2 開札の立会いを希望する場合、入札日前日の午後5時00分までに契約課へ問い合わせなければならない。

（入札の執行）

第11条 開札は、指名通知書に記載の開札日時に行うものとする。

- 2 開札の結果、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行うことができる。
- 3 再度入札は、原則として翌開庁日に行うものとする。
- 4 前項の場合において、再度入札の回数は1回とする。
- 5 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で、入札が無効となった者以外の者とする。

（落札者の決定）

第12条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をし

た者を落札者とする。

2 落札者となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者を対象に、電子調達システムにより電子くじを実施して落札者を決定するものとする。

3 開札の結果、落札者となるべき者がいないときは入札を不調とする。

(入札結果の公表)

第13条 落札者が決定した時は、業務委託等に係る入札結果等の公表に関する事務取扱要領に基づき、公表するものとする。

2 前項の公表までの間は、入札の経緯・結果の問い合わせには、一切応じない。

(契約の締結)

第14条 落札者は、落札者の決定の日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得た場合は、この期間を延長することができる。

2 落札者が期間内に契約を締結しなかった場合は、落札の効力を失う。

(契約保証金)

第15条 契約課長は、契約を締結するにあたり、落札者から、船橋市契約規則第32条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約日までに納めさせなければならない。ただし、免除としている場合はこの限りでない。

(入札の取りやめ等)

第16条 契約課長は、入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 入札者が1者である等により、競争性を確保することが困難であると判断した場合には、当該入札を取りやめることができる。

3 電子調達システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合は、入札の取り止め又は開札日時等の延期を行うことができる。また、すべての業者を紙での入札へ移行することができるものとする。

4 その他、予測できない事情により入札の競争性、公平性、公正性を保つこと

が困難であると認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別紙様式 1

紙入札方式参加届出書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

商号又は名称

代表者職氏名  
(受任者)

印

下記調達案件について、紙入札方式による参加を希望し届出ます。

記

1. 案件名

---

2. 納入場所

---

3. 電子入札に参加できない理由 (□にチェックを入れてください。)

- ICカードを保有していないため
- ICカードの取得手続き中
  - 新規取得       記載事項変更のため再取得       失効・破損等による再取得
- その他の理由

---

---

指 名 競 争 入 札 書

(紙入札業者用)

年 月 日

船橋市長 あて

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名  
(受任者)

印

下記調達案件について、契約締結に関する法令及び船橋市契約規則を守り、貴市の入札約款を承諾の上入札します。なお、成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ない者でないこと、入札書の内容について事実と相違ないこと、下記調達案件の入札に対し、連合等により入札の公正を害するような不正行為をしていないことを誓約し、入札終了後において連合等の疑いが生じたときは、市のとる措置に従い、一切の異議を申立ないことを併せて誓約します。

金額	十億		百万		千				

(消費税及び地方消費税相当額を含まない金額)

くじ番号 (任意の 3 桁の数字を記入する。)

--	--	--

案件名

---

納入場所

---

【記載に際しての注意事項】

1. 入札書のすべての記載事項に誤記入があった場合には、失格となります。
2. 入札書はボールペン、万年筆等で記入して下さい。  
(えんぴつ、容易に消去可能なペン等は不可)
3. 印鑑は、入札参加資格申請時に届出をした使用印鑑を押印して下さい。
4. 入札書は、封筒に入れ必ず封かんし、商号又は名称、案件番号、案件名称及び「入札書在中」と記入し、入札締切日時までに持参すること。
5. くじ番号が未記入の場合には、電子調達システムで自動付番します。

別紙様式 3

入 札 辞 退 届

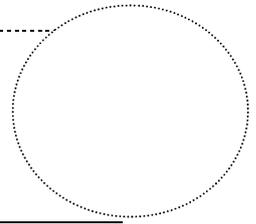
年 月 日

船 橋 市 長 あて

住 所

商号又は名称

代表者職氏名



印

入札（開札）日時 年 月 日 時 分

案件名 \_\_\_\_\_

上記について、都合により入札参加を辞退します。

（理由）

注意 この届は、入札書提出受付締切日時までに直接持参してください。